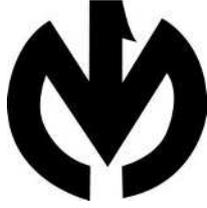


第3期上山市快適環境基本計画

みんなで創る 快適で住みよい
持続的発展が可能なまち かみのやま

令和6年3月
上山市



市民憲章

一 みんな健康でよくはたらき

ゆたかなまち 上山をつくりましょう

一 みんなきまりをよく守り

住みよいまち 上山をつくりましょう

一 みんな互いにたすけあい

しあわせのまち 上山をつくりましょう

一 みんな教養を身につけ

平和のまち 上山をつくりましょう

一 みんな環境をととのえ

美しいまち 上山をつくりましょう

(昭和39年10月1日制定)

はじめに

上山市は山形県の東南部に位置し、東部には蔵王連峰を望み、蔵王国定公園の敷地が広がっています。また、かみのやま温泉をはじめ、伝統あふれる歴史・文化的資源、さくらんぼやラ・フランス、ぶどうなどの果樹をはじめとする旬の食、四季折々に姿を変える豊かな自然環境など、豊富な地域資源に恵まれています。

しかしながら、近年、地球温暖化による気候変動が原因と考えられる異常気象や豪雨災害の発生など、本市においても環境問題が顕在化しており、気候変動対策の実施や持続可能な社会への変革が求められています。

また、世界では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められています。

そのような中、本計画では、望ましい環境像「みんなで創る 快適で住みよい持続的発展が可能なまち かみのやま」を実現するため、「地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入」、「循環型社会の推進」、「自然との共生」、「生活環境の保全」、「環境意識の向上」の5つの基本目標を掲げました。

本計画と2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため、令和4年6月に表明した「ゼロカーボンシティ」の推進により、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものと考えています。

今後とも、かけがえのないふるさとの恵み豊かな環境を守り、将来につないでいくことは、私たちの重要な責務です。一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と捉え、本市の良好な環境の保全と創造を図ってまいりたいと考えておりますので、市民のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたりご審議いただきました上山市快適環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご提言をお寄せいただきました市民並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

上山市長 山本幸靖

目 次

序章 計画策定の趣旨と基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と位置づけ	2
2 計画期間	2
3 計画の対象とする地域	2
4 計画の対象とする環境要素	3
第1章 望ましい環境像と基本目標	5
1 望ましい環境像	6
2 基本目標	7
3 SDGs と計画の推進	8
第2章 施策の体系及び重点施策	11
1 施策の体系	12
2 重点施策	14
第3章 各主体の役割	15
1 市の役割	16
2 市民の役割	16
3 事業者の役割	16
第4章 施策の内容	17
1 地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入	18
（1）温室効果ガスの抑制	
（2）省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用	
（3）産業分野別での環境負荷削減	
（4）気候変動への適応	
2 循環型社会の推進	22
（1）ごみ減量とリサイクルの推進	
（2）ごみの適正処理の推進	
3 自然との共生	25
（1）森林地域における共生	
（2）身近な自然における共生	

(3) 水辺空間の保全と創出	
(4) 都市緑化の推進	
4 生活環境の保全	・ ・ ・ ・ ・ 29
(1) 公害防止全般	
(2) 大気環境の保全	
(3) 水環境の保全	
(4) 騒音及び振動の防止	
(5) 土壌と地盤の保全	
(6) 空き家・空き地対策	
(7) 景観の保全	
(8) 歴史文化環境の保全と発展	
(9) 美化清掃の推進	
5 環境意識の向上	・ ・ ・ ・ ・ 42
(1) 自主的な取組の推進	
(2) 環境学習の推進	
第5章 計画の推進体制及び進行管理	・ ・ ・ ・ ・ 45
1 推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 46
2 計画の進行管理	・ ・ ・ ・ ・ 46
参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 49
上山市快適環境条例	・ ・ ・ ・ ・ 50
上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ 54
委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 56
第3期上山市快適環境基本計画 策定経緯	・ ・ ・ ・ ・ 58
環境用語など解説	・ ・ ・ ・ ・ 59

序章 計画策定の趣旨と基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と位置づけ

歌人齋藤茂吉が愛したふるさと上山の豊かな自然環境は、私たちに多くの恩恵を与えてくれます。この快適な環境を次世代に引き継いでいくため、平成12年3月に「上山市快適環境基本計画」、平成28年3月に「第2期上山市快適環境基本計画」を策定し、環境施策の総合的な指針としてきました。

第2期計画策定から8年が経ち、近年、地球温暖化の進行や生物多様性の損失等を契機として、環境に対する社会の意義が大きく変革し、脱炭素社会や循環型社会に向けた動きが加速化する等、国内外の環境を取り巻く情勢等が大きく変化しており、本市にも新たな課題が出てきています。

市民憲章に「みんな環境をととのえ 美しいまち上山をつくりましょう」とあるように、私たちは時代の変化に対応しながら、この上山の美しい自然環境をみんなで守り、育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市においては今後、年少人口や生産年齢人口に加え、65歳以上の高齢者人口も早晩に微増から減少に向かうと推測され、人口減少はさらに加速すると見込まれます。

令和5年4月時点における本市の人口は28,375人で、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本計画の期間となる令和13年時点の推計人口は23,848人と算出されています。第8次上山市振興計画では算出された推計人口に対し令和13年度人口24,400人を下回らないことを将来指標としており、この将来指標を前提に計画を策定する必要があります。

「第3期上山市快適環境基本計画」は「上山市快適環境条例」に基づく計画であり、「第8次上山市振興計画」が目指す将来都市像を実現させ、良好な環境において市民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるための新たな指針となるものです。

2 計画期間

上位計画である「第8次上山市振興計画」の計画期間に合わせ、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

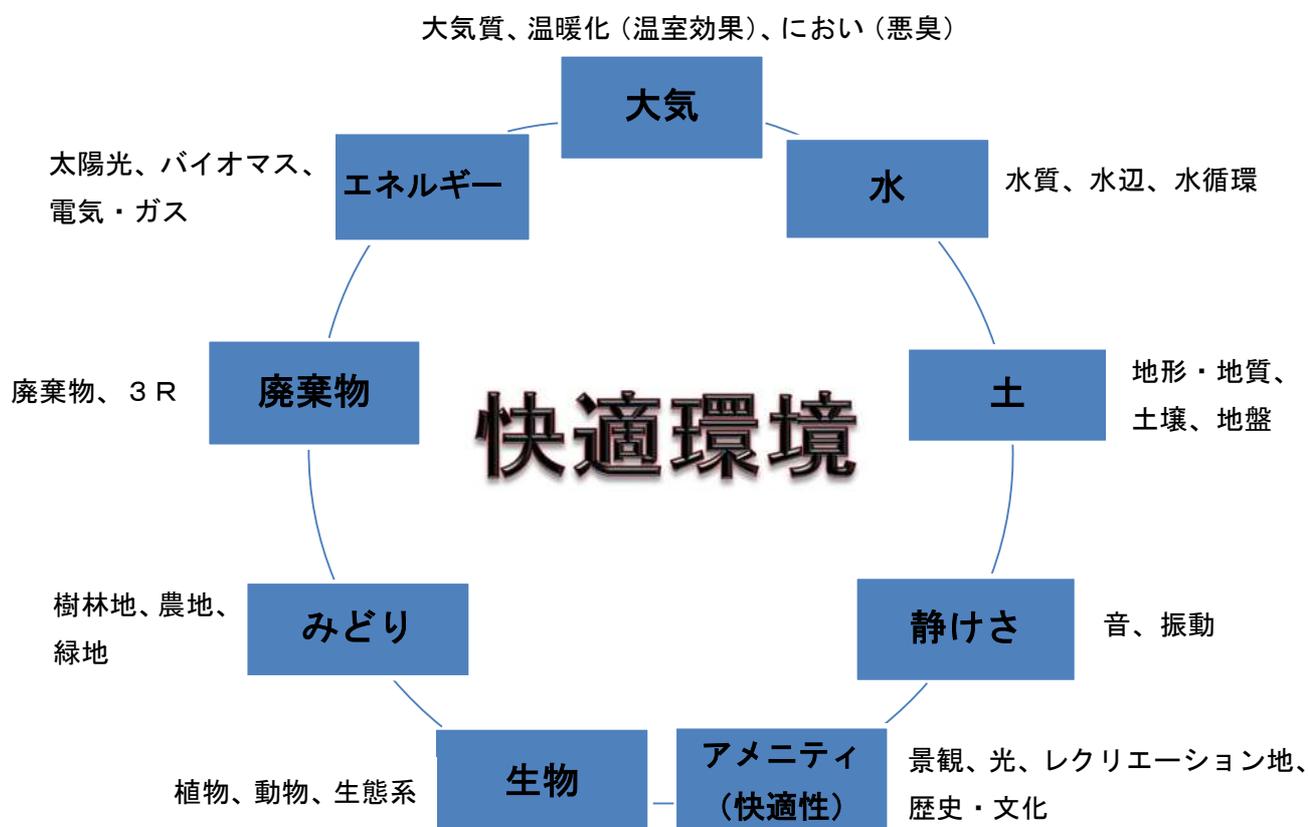
なお、諸情勢の変化などにより見直しの必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

3 計画の対象とする地域

計画の対象地域は上山市全域とします。

4 計画の対象とする環境要素

本計画で取り扱う環境要素を以下のように設定します。



本計画で取り扱う環境要素に関連する本市の個別計画は以下のとおりです。

環境要素	関連する個別計画	担当課
水	上山市水道ビジョン 上山市生活排水処理基本計画 上山市公共下水道事業計画	上下水道課
アメニティ ^{※1} （快適性）	第2期上山型温泉クアオルトビジョン	市政戦略課
	上山市地域防災計画	庶務課
	上山市空家等対策計画 上山市立地適正化計画	建設課
生物	上山市鳥獣被害防止計画	農林夢づくり課
みどり	上山農業振興地域整備計画 上山市森林整備計画	
廃棄物	上山市ごみ処理基本計画	市民生活課
資源・エネルギー	上山市地球温暖化対策総合計画 （区域施策編・事務事業編）	
	上山市地域新エネルギービジョン	
全体	上山市教育振興基本計画	学校教育課

第1章 望ましい環境像と基本目標

第1章 望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像

みんなで創る 快適で住みよい 持続的発展が可能なまち かみのやま

第8次上山市振興計画においては、将来都市像を「つながりつなげる いろどりのまち かみのやま」とし、この将来像を支える施策の大綱として以下のものを掲げています。

- 1 笑顔「みんなが笑顔で輝けるまちをつくります」
- 2 元気「ともに支え合い、元気に暮らせるまちをつくります」
- 3 挑戦「みんなが挑戦できるまちをつくります」
- 4 持続「安心して暮らせる持続可能なまちをつくります」
- 5 快適「快適に住み続けられるまちをつくります」

特に、「快適『快適に住み続けられるまちをつくります』」では、豊かな自然と生活環境の保全、地球温暖化対策の推進、循環型社会の推進を目指しています。具体的には、緑豊かな森林や農地の適正維持、大気汚染、水質汚濁などの公害による生活環境の悪化を防止、さらなる省エネルギーの推進と太陽光などの再生可能エネルギーへの転換、不法投棄の防止やごみの適正処理、3Rの推進を掲げ、快適で持続的発展が可能なまちを目指しています。

本計画ではこの将来都市像をもとに、持続的発展が可能なまちを実現していくためには、豊かな環境の保全に取り組み、快適に住み続けられることが重要であることから、環境像を「みんなで創る 快適で住みよい 持続的発展が可能なまち かみのやま」とします。

2 基本目標

環境像を実現するため、以下の5つの基本目標を掲げます。

■ 地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入

世界中で温室効果ガス排出抑制によるカーボンニュートラルの実現を目指した地球温暖化対策が急務となっており、上山市においても、市、市民、事業者それぞれがライフスタイルの見直しや省エネルギーに取り組むとともに、温室効果ガスの抑制や再生可能エネルギーの導入を推進します。

■ 循環型社会の推進

私たちがこれから先も生きていくには、できるだけ環境への負荷を減らすことが求められます。そのために、ごみを出さないライフスタイルへの行動変容やごみの適正処理、3R（Reduce 減らす、Reuse 再使用、Recycle 再資源化）の浸透により、環境負荷の少ない循環型社会を推進します。

■ 自然との共生

上山の有する蔵王連峰等の山々、里山、田園、水辺等の自然は、多様な生物の生息空間として、物質資源供給の場として、また、やすらぎと活力を与える場として、私たち市民に多くの恵みをもたらしてきました。

このような恵みを永続的に享受していくために、人と自然の共生に配慮した環境づくりを行います。

■ 生活環境の保全

すべての市民が、健康で快適かつ文化的な生活を送れるように、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境に影響を及ぼす公害を防止・低減していくとともに、空き家、空き地対策などの課題に取り組み、安心して住み続けられる環境を保ちます。

■ 環境意識の向上

私たちのふるさと上山は、他に誇れる豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくためには、市民の環境意識の向上が求められます。学校や社会活動での環境学習を支援し、自主的な環境保全活動を推進していくことにより、年齢や職業に関わらず、主体的に環境問題に向き合う市民の育成に取り組みます。

3 SDGs と計画の推進

■ SDGs について

世界では、気候変動や貧困などのさまざまな問題に直面する中で、平成 27（2015）年 9 月に、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で持続可能な開発目標「SDGs」が掲げられました。

SDGs は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の 5 つの要素について 2030 年を期限とする包括的な 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、地球環境の保全と、豊かさの追求を両立することを目的としています。SDGs では、経済成長・社会的包摂・環境保護に関する課題に、統合的に取り組むことで持続可能な社会へ変革することが求められており、各国政府は当事者意識を持って 17 の目標達成に向けた国内的枠組を確立するよう期待されています。

■ 地方公共団体における SDGs

地方公共団体における持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進にあたっては、SDGs の理念に沿うことで、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。そのため、地方創生に向けた地方公共団体による SDGs の達成のための取組が推進されています。

■ SDGs と計画の推進

第 3 期上市市快適環境基本計画では SDGs の考え方を活用し環境・経済・社会の連鎖性に着目し、環境問題に対する施策の方向性について示します。また、本市の自然やエネルギー、文化、風土、組織、コミュニティなどの様々な地域資源を活用し、市民の快適で住みよいまちを構築していきます。

第 3 期上市市快適環境基本計画では望ましい環境像「みんなで創る 快適で住みよい持続的発展が可能なまち かみのやま」を達成するために 5 つの基本目標を掲げており、5 つの基本目標と「SDGs の 17 のゴール」との関係性を「第 2 章 施策の体系及び重点施策」で示します。

■ SDGsの17のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>国内および国家間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>都市や人間の居住地を誰も排除せず、安全かつ強靱で持続可能にする。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費・生産のパターンを確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人々に、誰もが受けられる公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを図る。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発に向け、海洋や海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>すべての人が水と衛施設を利用できるようにし、その持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>陸の生態系の保護、回復及び持続可能な利用を推進し、持続可能な森林の管理、砂漠化を食い止め、土地劣化の阻止及び回復、生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々が手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーを利用できるようにする。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発に向けて平和で誰をも受け入れる社会を促進し、すべての人が司法を利用できるとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある誰も排除しない制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>すべての人のための持続的で誰も排除しない持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を促進する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱なインフラを整備し、誰もが参画できる持続可能な産業化を促進するとともに、技術革新の拡大を図る。</p>		

第2章 施策の体系及び重点施策

第2章 施策の体系及び重点施策

1 施策の体系

5つの基本目標に対し、以下のように施策を体系づけます。

基本目標	基本的な方向	施策項目
地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入     	温室効果ガスの抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイルの見直し ・ 次世代自動車等の普及促進
	省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ★省エネルギーの推進 ★再生可能エネルギーの利活用 ・ 分散型エネルギーの効率的利用の推進
	産業分門別での環境負荷削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次産業 ・ 第2次産業 ・ 第3次産業 ・ エコビジネスへの支援
	気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策に関する情報の把握 ・ 気候変動への適応
	循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★3Rの推進 Reduce（減らす） ★3Rの推進 Reuse（再使用） ★3Rの推進 Recycle（再資源化）
	ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★ごみの適正処理 ・ ごみ処理施設の管理運営 ・ 不法投棄の防止
自然との共生    	森林地域における共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の保全と育成 ★レクリエーションや環境学習の場としての森林の活用 ・ 生物多様性の保全
	身近な自然における共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園の保全と活用 ★里山の保全と活用 ・ 動物と人との共生 ・ 生物多様性の保全
	水辺空間の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系に配慮した水辺づくり ・ 親水空間の整備と維持 ・ 河川愛護活動の推進

基本目標	基本的な方向	施策項目	
生活環境の保全      	都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の整備及び維持管理 ・都市緑化の推進 ・二酸化炭素吸収源の確保 	
	公害防止全般	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制の周知と指導 ・法規制対象外の対応 ・公害防止施設整備推進と支援 	
	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止 ・野焼きなどによる大気汚染の防止 ・大気データの収集と活用 	
	水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策 ・事業所排水対策 ・油流出の防止 ・水質データの収集と活用 ・河川の酸性水対策 	
	騒音及び振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・産業騒音及び振動の防止 ・近隣騒音の防止 ・騒音及び振動データの収集と活用 	
	土壌と地盤の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の防止 ・地盤沈下の防止 	
	空き家・空き地対策	<ul style="list-style-type: none"> ★空き家対策 ★空き地対策 	
	景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の保全 ・まち並み景観の保全 ・環境に配慮した施設や設備の整備推進 	
	歴史文化環境の保全と発展	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の保全と育成 	
	美化清掃の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境の清掃活動 	
	環境意識の向上    	自主的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な取組の実践 ・自主的な取組の支援
		環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ★社会活動における環境教育や学習の推進 ・学校教育における環境教育の推進

★印は重点施策

2 重点施策

本計画で示す施策の対象とする範囲が広いことから、今日的な課題として力を入れる部分や、8年間の計画の中で早期実現を目指す施策を、重点施策として位置づけます。

■ 重点施策選定の視点

- ・ 今日的な課題として特に力を入れるもの
- ・ 8年間の計画の中で早期実現を目指すもの
- ・ 今後も積極的に取り組む必要のあるもの

■ 重点施策

○ 地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入

- ・ 太陽光発電など再生可能エネルギーの利活用を図る
- ・ 省エネ活動を推進する

世界中で温室効果ガス排出抑制による脱炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策が急務となっていることから、ゼロカーボンシティの実現に向けて住宅や建物の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入について推進する。

○ 循環型社会の推進

- ・ 市全体でごみ減量とリサイクルの推進、ごみの適正処理に取り組む

市内における家庭系ごみの排出量については人口減少に伴い減少傾向にあるが、市民一人1日あたりのごみの排出量は増加傾向にあり、環境負荷の軽減が必要であることから、地区における資源回収の支援や適切なごみの分別について推進する。

○ 自然との共生

- ・ 里山を第2期クアオルトビジョンでの心身の癒しや環境学習の場などに活用する
 - ・ 市民共有の資産である自然を見直す活動として、自然観察会、環境学習会を実施する
- 手入れのされない里山や耕作放棄地が増えているほか、野生動物による被害を減少していくため、市民や事業者と連携した取組が必要であることから、第2期上山型温泉クアオルトビジョンと連携した取組等について推進する。

○ 生活環境の保全

- ・ 空き家、空き地に起因する環境問題に対応する

適切な管理が行われていない空き家、空き地は増加傾向にあり、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、空き家バンク、住み替えバンク等の活用や危険な空き家の除却について推進する。

○ 環境意識の向上

- ・ 社会活動における環境教育や学習を推進する

環境問題は社会全体の活動により引き起こされた広範囲な問題であり、問題解決のためには市だけでなく、市民や事業者も自主的に取り組むことが重要であることから、市は環境学習会等を開催し、自発的な活動ができる団体や指導者を育成する。

第3章 各主体の役割

第3章 各主体の役割

環境保全を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれ担うべき役割を自覚し、責任ある行動をとり、相互に連携及び協力しながら「協創」していくことが大切です。

ここでは、市、市民、事業者が担うべき役割を次のように考えます。

1 市の役割

市は、市民及び事業者と連携及び協力し、総合的な立場から環境施策の策定及び活動を積極的に行います。また、国、県と連携及び協力し、広域的視点に立った取組を推進します。

適切な計画の進行管理に基づき各施策の達成状況の把握を行い、その結果を各施策に反映させるとともに、環境施策に関する情報を提供します。

また、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全に関する行動を率先して行います。

2 市民の役割

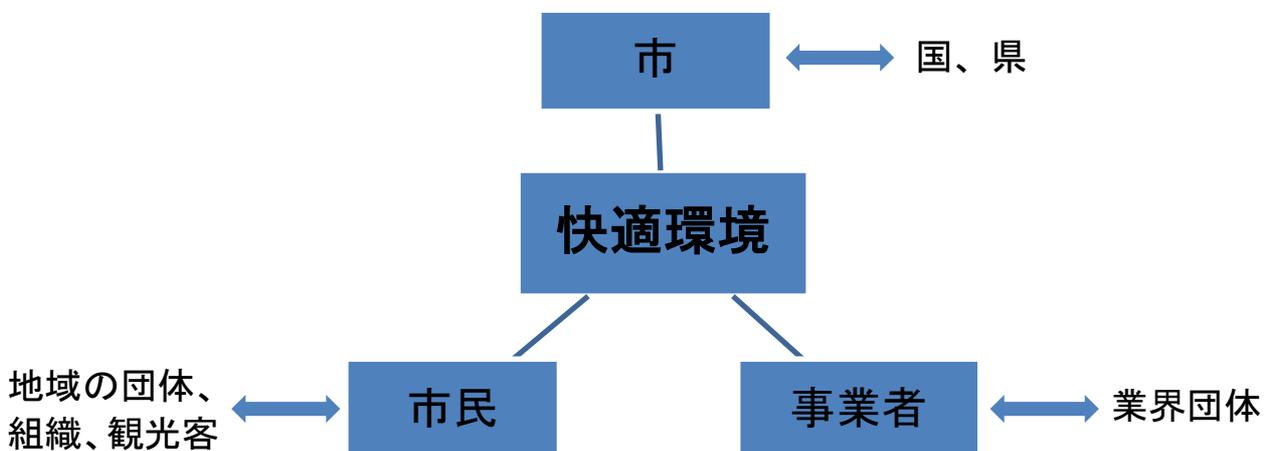
市民は、環境問題への関心や理解を深め、現在の生活が環境に対して与える影響について十分に認識し、環境に優しいライフスタイルへの転換を心がけるとともに、環境保全のための行動に積極的に参加します。

また、地域の団体等も地域内の環境美化活動や環境教育に努めるなど自主的な活動に取り組みます。さらに本市を訪れる観光客などについても、市民と同様に環境保全のための行動に積極的に協力するようにします。

3 事業者の役割

事業者は、環境問題への関心や理解を深めるように努め、自らの事業活動が環境に対して与えている影響について十分に認識し、事業特性に応じた環境保全の取組を積極的に推進します。

また、業界団体と連携し事業者間での情報共有を図っていきます。



第4章 施策の内容

第4章 施策の内容

1 地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入

【関連するSDGsのゴール】

ゴール	達成のために重要なこと	ゴール	達成のために重要なこと
 2 飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産性の向上や農地生態系の保全を図り、持続可能な食糧生産システムを確保し、農業を実践する 	 13 気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動やその影響による自然災害に対する緩和策や適応策の取組を推進する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーを大幅に拡大する 省エネルギーを図り、エネルギー効率を高める 	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する
 11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> 暮らし続けられる持続可能なまちづくりを促進する 災害等による被害を低減する 		

(1) 温室効果ガスの抑制

・現状と目標

地球温暖化問題は、異常気象を引き起こすほか生態系に影響を及ぼすなど、地球規模の大きな問題であり、この問題の解決のためには、可能な限り温室効果ガスの排出抑制に努める必要があります。

本市では、令和4年6月10日に「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しており、今後も持続可能なまちづくりを進めるとともに、2050年までには二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、一人ひとりができることから取組を始めていくことが重要です。

市は、市が行う事務事業での温室効果ガスの排出抑制に努め、各部門の温室効果ガス排出抑制に対する取組を支援します。市民は、日頃からエコドライブを行う等、温室効果ガス排出抑制のための行動を心がけて実施します。事業者も事業活動から発生する温室効果ガス排出抑制に努めます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
ライフスタイルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブの推進 クールビズ、ウォームビズの推進 「国民運動 デコ活」の普及啓発 設備機器のエネルギー効率改善 公共交通機関や自転車の利用促進 	市 市 市 市、商 戦、市、建	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
次世代自動車の普及促	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等 	市、財、観	○	○

進	の次世代自動車の利用 ・電気自動車の充電設備等、次世代自動車の普及のために有効なインフラ整備	商 市、財、観 商		
---	---------------------------------------------------	-----------------	--	--

市…市民生活課
戦…市政戦略課
建…建設課
財…財政課
観…観光・ブランド推進課
商…商工課

(2) 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用

・現状と目標

現在、暮らしや事業活動において石油エネルギーが使用されており、その供給から消費の過程で二酸化炭素の排出をはじめとした各種の環境負荷が発生しています。環境への負荷を低減させるためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用に取り組む必要があります。

本市においても、公共施設の太陽光パネル設置やZEB^{※2}化のほか、一般住宅でのZEH^{※3}化や、事業者によるメガソーラー^{※4}の設置など、取組は市全体で広がりを見せています。

市は省エネ行動の普及啓発を行うほか、住宅や建物の省エネルギー化への支援、再生可能エネルギーの導入を促進します。市民及び事業者も住宅や建物の省エネルギー化に努め、太陽光発電システムの導入促進や、その他の再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
省エネルギーの推進 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベントの開催と情報提供 ・建物の省エネルギー化 ・ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)^{※5}、ホームエネルギーシステム(HEMS)^{※6}の導入 ・省エネ型製品への買い替え ・節電行動の推進 	市 市、建 施設の所管課 市 市	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
再生可能エネルギーの利活用 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム、太陽熱利用設備の導入 ・バイオマスエネルギーの導入促進 ・その他の自然エネルギーの導入検討 ・廃棄物の焼却余熱の利用拡大 ・グリーン電源の導入促進 ・PPA^{※7}事業の推進 	市 市 市 市 施設の所管課 施設の所管課	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
分散型エネルギーの効率的利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備と併せた蓄電池の設置や電気自動車(EV)の購入と併せたV2H(Vehicle to Home)^{※8}の推進 	市	○	○

市…市民生活課
建…建設課

(3) 産業分門別での環境負荷削減

・現状と目標

私たちの豊かな生活は、各種の産業活動により支えられています。しかし、私たちに豊かさをもたらす一方で、自然環境に与える負荷も少なくありません。環境負荷を削減するためには、産業ごと、事業所ごとに様々な工夫を行うとともに、環境に配慮した事業を展開する企業等を支援していく必要があります。

市は事業者が環境に配慮した事業活動を展開できるように支援していきます。事業者はエコアクション21^{※9}に登録するなど、環境に配慮した事業活動を実施し、環境負荷を削減していきます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・【農業】環境保全型農業^{※10}の推進 ・【林業】森林資源の維持増進、森林空間の活用 ・農作物の栽培等への温泉熱利用の推進 ・ソーラーシェアリング^{※11}の導入を推進 	農 農 農 農	○ ○	○ ○ ○ ○
第2次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・【建設業】(社)日本建設業団体連合会による「建設業の環境自主行動計画」の周知 ・【製造業】環境に配慮した機器の導入 	建 商		○ ○
第3次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・【卸売・小売業】過剰包装の自粛、再生資源の店頭回収 ・【観光業】環境に配慮した宿泊サービス、環境に配慮した交通手段誘導 	商、市 観		○ ○
エコビジネスへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した企業等への支援 ・「エコアクション21^{※9}」の普及啓発 	商、市 市		○ ○

農…農林夢づくり課
市…市民生活課
建…建設課
商…商工課
観…観光・ブランド推進課

(4) 気候変動への適応

・現状と目標

近年の気候変動の進行に伴い、本市においても大雨による浸水被害や熱中症による健康被害の増加、農作物の生育障害や品質低下等、さまざまな影響が懸念されています。

市は気候変動の影響に関する最新の動向や、適応策の把握に努め、上山市立地適正化計画や上山市地域防災計画等の関連する個別計画に基づき、各適応策を推進します。市民や事業者は気候変動に関心を持ち、その影響と適応についての情報収集に努め、気候変動に適応した行動に努めます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
適応策に関する情報の把握	・気候変動による影響や適応に関する情報収集	市	○	○
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の高温耐性品種や温暖化に対応した栽培技術の導入 ・熱中症についての注意喚起や予防及び対処法の普及啓発 ・降雪開始時期の遅れや降雪量の減少に左右されない通年型の観光誘客対策を検討 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクを考慮した居住誘導 ・ハザードマップによる災害情報の周知及び地域の防災体制の強化 ・重要インフラの施設及び設備の強靭化 	農 健 観 建 庶 施設の所管課	○	○

市…市民生活課
 農…農林・夢づくり課
 健…健康推進課
 観…観光・ブランド推進課
 建…建設課
 庶…庶務課

2 循環型社会の推進

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	働きがいも 経済成長も	・生産と消費における持続可能な方法での限られた資源の利用を改善し、経済成長と環境保全の両立を図る		海の豊かさを 守ろう	・日常生活や事業活動に伴う排水や廃棄物適正処理を推進し、海洋汚染を防止する
	住み続けられる まちづくりを	・廃棄物の減量やリサイクルを推進し、環境負荷を低減させる		パートナーシップで 目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する
	つくる責任 つかう責任	・廃棄物の発生抑制、再利用及び再利用を推進し、廃棄物を削減する ・食品ロスを減少させる			

(1) ごみ減量とリサイクルの推進

・現状と目標

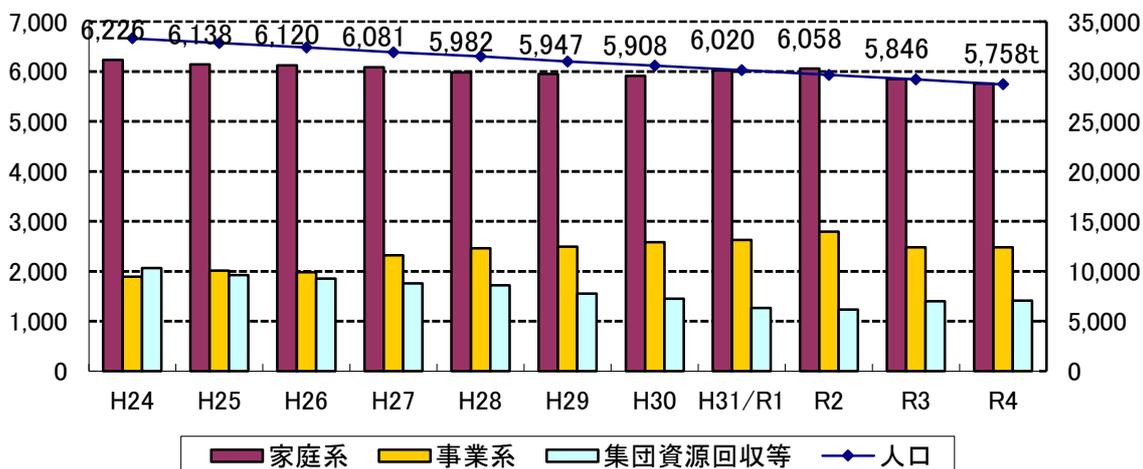
本市のごみ排出量は、家庭系ごみについては、人口減少に伴い減少傾向にあり、事業系ごみについても、新たな商業施設が設けられた平成27年度以降は増加しましたが、令和3年度以降は減少傾向にあります。また、市全体が一体となってリサイクル活動に取り組み、県内でもトップクラスの資源化率となっています。

しかし、市民一人1日あたりのごみの排出量は増加傾向にあり、また再資源化できる古紙類の一部がもやせるごみとして排出される等、ごみを出さないライフスタイルへの行動変容や、さらなる環境負荷の低減を図る必要があります。

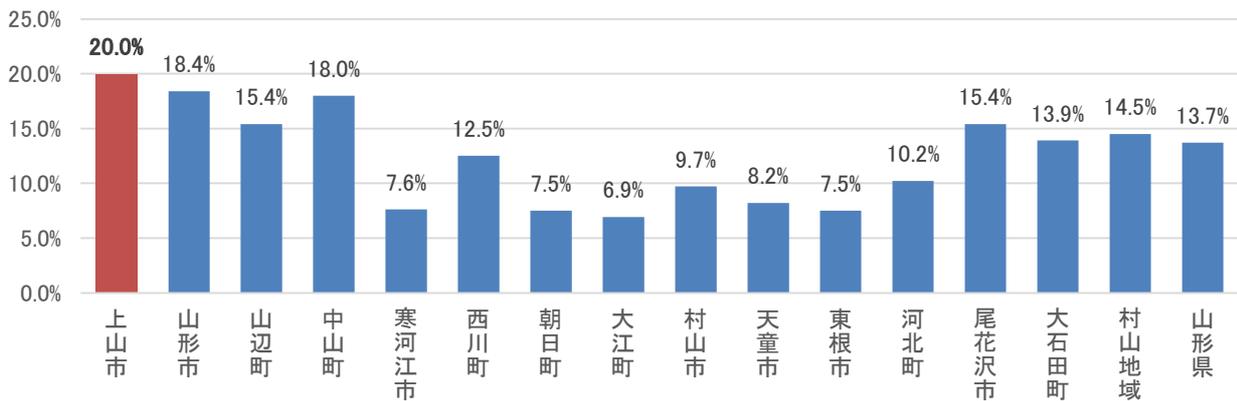
市では3Rを推進する各種施策を実施していますが、市民による集団資源回収や事業者による資源の店頭回収など、上市市全体で取組が広がっています。

市は生ごみの減量化をはじめとした各種施策を実施します。市民は生ごみの水切りや資源回収などに協力します。事業者は過剰包装を自粛したり、店頭での資源物を回収したりします。

【ごみ排出量（単位：トン（左軸）、人（右軸））】



【令和3年度市町村別ごみの資源化率※（村山管内）】



※ 資源化率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

(出典：令和4年度版山形県循環型社会白書)

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
3 R の推進 Reduce (減らす) 【重点施策】	・ 資源ごみの分別収集及び拠点回収	市	○	○
	・ マイバッグ、マイボトル、マイはしの持参	市	○	○
	・ 過剰包装、使い捨て製品の自粛	市	○	○
	・ 水切り運動の推進	市	○	○
	・ 雑紙袋	市	○	
	・ 家庭ごみの有料化	市	○	
	・ 出前講座や環境展の実施等の環境教育及び啓発活動	市	○	○
Reuse (再使用) 【重点施策】	・ 食品ロス削減	市	○	○
	・ おさがりボックス	市	○	
Recycle (再資源化) 【重点施策】	・ 廃家電類の資源化	市	○	
	・ 生ごみの堆肥化	市	○	○
	・ 食品リサイクル法の登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)の推進	市		○
	・ 集団資源回収	市	○	○
	・ 店頭回収	市	○	○
	・ 窓口やドライブスルー回収での小型廃家電類の回収	市	○	

市…市民生活課

(2) ごみの適正処理の推進

・現状と目標

本市では、循環型社会の推進を目指し、上山市ごみ処理基本計画に基づき、雑紙の分別回収や古紙類の拠点及び集積所での回収、廃家電類の資源化等の推進に取り組んできました。

また、エネルギー回収施設（川口）が平成30年度に稼働し、ごみや資源の再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）が行われています。

市はごみの適正な分別の周知啓発を図り、また不法投棄の防止に努めます。市民は一人ひとりが違反ごみのないように正しく分別します。事業者も事業所から出るごみを適正に処理します。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
ごみの適正処理 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正な分別排出 ・ごみ屋敷に対する対応 	市 市	○ ○	○
ごみ処理施設の管理 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収施設の稼働 ・廃止施設の対応 ・リサイクルリレーセンターの管理運営 	市 市 市		
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄パトロールの実施と市民や警察等の関係機関との連携 	市	○	○

市…市民生活課

【上山市衛生組合連合会】

衛生組合は、全国各地で組織されており、ネズミ・カ・ハエなどのそ族昆虫駆除や伝染病の予防が始まりとされています。最近では、衛生組合の役割は、生活環境整備の進展や社会状況の変化などに伴い、ごみ処理や環境問題に関することが大きな割合を占めるようになっていきます。

上山市には各地区に衛生組合が組織され、ごみ集積所の維持管理や地区内の美化清掃活動などに取り組んでいます。

市内各地区の衛生組合で構成される上山市衛生組合連合会は、ごみの適正排出の啓発や支援等に努めています。



3 自然との共生

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	飢餓をゼロに	・農業生産性の向上や農地生態系の保全を図り、持続可能な食糧生産システムを確保し、農業を実践する		陸の豊かさを守ろう	・森林、山地、河川等の生態系を保全及び回復し、持続可能な利用を促進する ・生物多様性を保全し、森林等が持つ多面的機能の向上を図る
	安全な水とトイレを世界中に	・森林、山地、河川等の水に関連する生態系の保護及び回復を行う		パートナーシップで目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する

(1) 森林地域における共生

・現状と目標

森林は生態系の骨格を形成する重要な自然資源です。また、水資源の涵養^{*1,2}、木材の供給及び空気の浄化、二酸化炭素の吸収など、私たちの生活にとって欠くことのできない大切な機能を有しています。このように様々な恵みを与えてくれる森林の重要性を認識し、その環境を保全するとともに、多様な動植物も守っていく必要があります。

市は自然環境に配慮した遊歩道等の整備及び維持管理や自然観察会等に取り組み、市民が気軽に環境学習できる場をつくります。市民は自然観察会等への参加や森林保全活動等を自主的に行います。事業者は林業後継者の育成に努めます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
森林の保全と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・森林地域環境保全のための開発抑制 ・適正な森林施業、森林病虫害対策 ・後継者の育成、施業の集約化 	農 農 農		○ ○
レクリエーションや環境学習の場としての森林の活用 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した遊歩道、解説板、休憩施設等の整備と管理 ・自然観察会、森林保全活動 ・指導者、ボランティア、団体の育成や保持 	戦、農 生、農 生、農	○ ○ ○	
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の捕獲規制、生息及び生育環境の適正な維持管理 ・生物多様性についての意識啓発 ・外来生物の現状把握と対応 	農、市 市 市	○	

農…農林夢づくり課
戦…市政戦略課
生…生涯学習課
市…市民生活課

(2) 身近な自然における共生

・現状と目標

身近な田園や里山は、私たちの生活の糧となる農作物などを産出するとともに、生活に潤いや安らぎをも与えてくれます。また、多くの動植物が生息する大切な空間でもあり、多面的な機能を有しています。

しかし、手入れされない里山や耕作放棄地^{※13}が増えているほか、野生動物による食害など様々な問題を抱えています。

市は人にとって住みよい環境だけではなく、野生動植物との共生に配慮しながら事業を展開していきます。市民は耕作放棄地の減少や有効利用に努めるとともに、自然保護活動等に積極的に参加します。事業者は自らの事業活動において、自然との共生に配慮します。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
田園の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・上山農業振興地域整備計画に基づく優良農地の保全 ・環境に配慮した農業基盤整備 ・農村環境整備、農業集落排水処理施設の整備と管理 ・化学肥料及び農薬の適正使用 ・良質堆肥の生産、供給体制の確立 ・農地の荒廃防止、耕作放棄地^{※13}の有効利用 	農 農 農、水 農 農 農	 ○ ○ ○	 ○ ○ ○
里山の保全と活用 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期上山型温泉クアオルトビジョンとの連携 ・西山を中心とする里山の保全と活用 ・指導者、ボランティア、団体の育成と保持 	戦 農 農	○ ○ ○	
動物と人との共生	<ul style="list-style-type: none"> ・サル、カモシカ、イノシシ、クマ等の食害実態把握、生息状況の把握、被害防止対策 ・ホタル、カジカ、野鳥等の生息状況調査、観察会 ・その他の野生動物やペットの愛護 	農、生、市 農、生、市 市	○ ○ ○	
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性、外来生物に対する対応 	市	○	

農…農林夢づくり課
 戦…市政戦略課
 市…市民生活課
 生…生涯学習課
 水…上下水道課

(3) 水辺空間の保全と創出

・現状と目標

河川は、治水機能を持つだけでなく、水道水や農業用水として利用されるほか、多様な生物の生息、生育地や私たちの憩いの場としての役割も担っています。私たちは河川や水路から日ごろその恩恵を受けています。

水辺空間の重要性を再認識し、潤いと安らぎのある水辺空間の保全と創出に向け、市は河川の清掃活動に取り組みます。市民は親水空間の維持などについて環境へ配慮します。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
生態系に配慮した水辺づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・須川河川敷親水広場「おらだの川」等の水辺空間の保全 ・生物多様性、外来生物への対応 	建 市	○ ○	
親水空間の整備と維持	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等への階段護岸、緩傾斜護岸等による環境への配慮 ・市街地での水辺空間の確保 	建 建、農	○	
河川愛護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の清掃活動 	建	○	

建…建設課
農…農林夢づくり課
市…市民生活課

【河川一斉清掃】

上山市では、地域住民の積極的な参加により河川愛護に対する住民意識の向上を図り、みんなで環境を整え美しいまち上山をつくるため、毎年河川一斉清掃を実施しています。



(4) 都市緑化の推進

・現状と目標

都市における緑は、私たちの日常生活に潤いを与え、暑さ、寒さをやわらげたり、騒音、大気汚染を軽減させたり、緩衝緑地^{*14}など、様々な機能を持っています。

住宅地の造成や企業立地など、都市化が進む中で、緑化を図ることは、自然の潤いと安らぎを創出しています。

市は公共事業等において緑化を推進します。市民は公園の整備や維持管理に協力します。事業者は住宅地造成や企業立地に際して緑地面積の確保に努めます。

【市内の都市公園】

名称	面積(ha)	位置	名称	面積(ha)	位置
月岡公園	4.03	元城内	蔵王の森第2公園	0.20	蔵王の森
市民公園	8.80	河崎一丁目	栄光団地公園	0.10	八日町
金生公園	0.18	金生一丁目	さくら公園	0.20	金生西二丁目
鷺ヶ袋公園	0.20	旭町二丁目	蔵王みはらしの丘7号公園	0.34	みはらしの丘
長清水公園	0.34	矢来四丁目	かえで公園	0.20	金生西一丁目
みゆきが丘公園	0.25	弁天二丁目	みずき公園	0.20	金生東二丁目
河崎公園	0.15	河崎三丁目	せせらぎ緑道	0.49	金生西一丁目、金生西二丁目、金生東二丁目
蔵王の森第1公園	0.37	蔵王の森			

(資料：上山市建設課、令和4年3月18日現在)

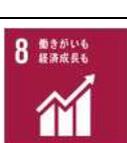
・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
公園等の整備及び維持管理	・公園と緑地の整備及び維持管理	建、農、子	○	
都市緑化の推進	・公共施設における植樹や花壇の設置 ・公共事業における緑化の推進 ・住宅地造成や企業立地における一定の緑地面積の確保	施設の所管課 建、管 商、建		○
二酸化炭素吸収源の確保	・緑のカーテン、庭木、プランターの設置等の緑化の推進 ・公園と緑地の整備及び維持管理	市、農 建	○	○

建…建設課
管…管理課
農…農林夢づくり課
商…商工課
子…子ども子育て課
市…市民生活課

4 生活環境の保全

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	すべての人に健康と福祉を	・大気、水、土壌の汚染に伴う公害や有害化学物質等を減少させる		住み続けられるまちづくりを	・文化遺産及び自然遺産の保護及び保全 ・大気、水、土壌等の汚染防止に取り組み、環境負荷を低減させる
	安全な水とトイレを世界中に	・生活排水処理施設の適正な利用、汚染の減少、有害化学物質の放出の低減、不法投棄の廃絶等を推進し、水質を改善する		つくる責任 つかう責任	・廃棄物や化学物質の管理を徹底し、大気、水、土壌への放出削減を図り、人の健康や環境への悪影響を最小化する
	働きがいも経済成長も	・雇用創出や文化振興、販売促進等につながる持続可能な産業を促進する		パートナーシップで目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する

(1) 公害防止全般

・現状と目標

市民の環境への関心が高まっているなかで、市民から寄せられる環境に関する苦情や相談は年間30件ほど寄せられており、その都度、状況を聴き取り、現地調査等を実施して原因者へ改善を指導しておりますが、個人の日常生活が原因となるものが増えております。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下を典型7公害としていますが、本市では「その他」の苦情が大半を占めています。

市では、公害防止のため、河川の水質検査や自動車騒音測定等の環境調査を実施しておりますが、大気汚染や水質汚濁、騒音等のいわゆる公害として法規制の対象となる苦情もある一方、法規制の対象とならない範囲での民事上のトラブルも多く寄せられており、近隣関係での個人の問題にも市の対応が求められる社会状況になってきています。その背景には、地域のコミュニティの希薄化など社会状況の変化があると考えられます。

こうした中で、市は市民及び事業者の懸け橋となり、原因者へ公平な立場から改善に向けた指導を行うとともに、公害に関する環境法令を遵守するように指導します。市民は日常生活において自ら良好な生活環境を保全するよう努め、法規制の対象とならないトラブルについては、お互いの生活に支障をきたすことがないよう周辺環境への配慮に努めます。事業者は各事業における環境への負荷を考慮し、適切な対策を施すほか、近隣住民への適切な説明を行い、良好な関係を築いていきます。市、市民及び事業者がお互いに思いやりながら助け合い、誰もが住みよいまちづくりを目指します。

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
法規制の周知と指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設及び特定建設作業※¹⁵の情報管理と指導 ・ 公害苦情に対する適切な対応（調査、連携、迅速処理） ・ 排出及び排水基準の遵守 	市 市、商 市、商		○ ○
法規制対象外の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な状況の把握及び現地調査の実施などの対応 <div style="display: flex; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民として（マナー、モラル） ・ 事業者としての対応 ・ 市として（客観的判断、助言） </div>	市 市	○	○
公害防止施設整備推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山市商工業振興資金制度の利用推進 	商		○

市…市民生活課
商…商工課

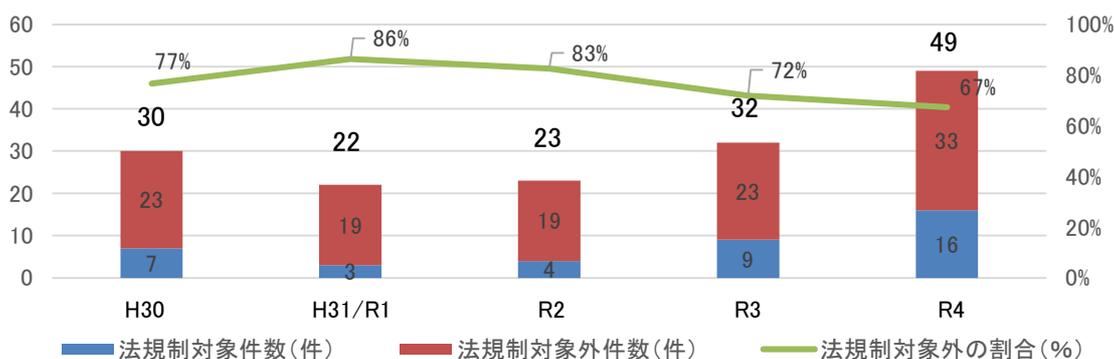
【法規制の対象となる範囲】

環境に関する法律には悪臭防止法や水質汚濁防止法などの区域を指定して基準を定めているものや、廃棄物処理法などの特定の行為を禁止するものがあります。本市では家庭や事業所でのごみの焼却、油流出事故、特定の業種からの悪臭、そしてごみの不法投棄などが多く、これらについては関連する法律に基づき指導することができます。

【法規制の対象とならない範囲】

一方、法規制の対象とならない範囲の公害苦情が占める割合は増加傾向にあります。法規制の対象とならないものには、法で定める区域の外で苦情が発生する場合や、そもそも規制する法律が存在しない場合があります。それらの多くが家庭や個人を原因とするトラブルであり、典型7公害以外の「その他」に分類される公害苦情ですが、「公害」に該当しない「対象外」の苦情も含め、家庭や個人を原因とする苦情は毎年数多く寄せられています。

【公害苦情処理件数に占める法規制対象外事例の割合】



(資料：上山市市民生活課)

○ 公害苦情の分類と例

大気汚染	排煙、ばい煙、粉じん、野焼きなど
水質汚濁	河川・湖沼の汚濁、地下水の汚染、魚類のへい死など
土壌汚染	有害物質の埋め棄て、農薬・鉱さいの流出など
騒音	機械・工具の作動音、自動車の走行音、犬の咆哮、建設作業音など
騒音（低周波）	機械・工具の作動などによる低周波音
振動	地響き、ガラス戸・建具のがたつき、電灯の揺れなど
地盤沈下	建物・設備等の損傷及び家屋の傾斜、道路の陥没など
悪臭	浄化槽・下水からの汚臭、堆肥の臭気、調理に伴う異臭
廃棄物投棄	廃棄物の投棄に関するもの（不法投棄含む）
その他	広範囲に及ぶ動物のフン・尿、雑草の繁茂による害虫発生など

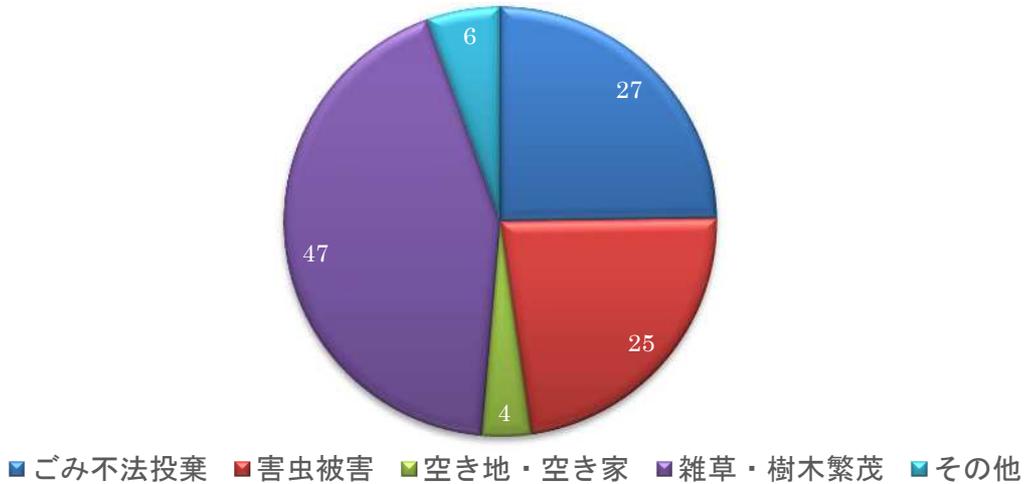
【上山市の公害苦情処理（平成30～令和4年度）】

○ 苦情処理件数

	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
大気汚染	1	1	3		5	10
水質汚濁		6	4	2	3	15
土壌汚染				1		1
騒音	2	2	1	3	1	9
振動						0
地盤沈下						0
悪臭	4	2	4	4		14
その他	23	11	11	22	40	107
合計	30	22	23	32	49	156

○ 「その他」の苦情

【苦情の内容（件数）】 ※一部重複あり



【発生地域（件数）】



（資料：上山市市民生活課）

不法投棄されたごみの多くは家庭ごみですが、店舗備品やタイヤなど産業廃棄物が一部見られ、令和4年だけで廃タイヤの投棄が3件となっています。

害虫被害はスズメバチが最も多く、ついでアシナガバチの営巣となっています。令和4年度にマイマイガの大量発生があったものの、薬剤散布器や枝切ばさみの貸出により、苦情としての受付はありませんでした。

通常は、空き地・空き家の苦情は害虫被害と雑草・樹木繁茂の苦情と重複しているものが増えておりますが、グラフの「空地・空き家」は害虫被害、雑草・樹木繁茂以外（樹木の越境、家屋倒壊の危険等）の苦情となっています。

発生地域は、住宅が集中している市街化区域内が半数以上を占めています。

(2) 大気環境の保全

・現状と目標

本市で発生する大気汚染の多くは、剪定枝焼却等による苦情です。全国では、微小粒子状物質（PM2.5^{*16}）や光化学オキシダント^{*17}、フロン類の漏えい等の問題も発生しています。

また、悪臭苦情については、発生場所が規制地域外となっていることが多く、長引いてしまうケースがあります。

市は悪臭や野焼き防止の啓発及び指導を行います。市民は、野焼きをせず、近隣への臭気にも配慮します。事業者は、事業に伴って発生する臭気を極力低減するよう努め、近隣住民との良好な関係を築きます。

【大気汚染苦情の内容】



■産業廃棄物の焼却 ■剪定枝などの焼却 ■家庭ごみの焼却

【悪臭苦情の内容】



■事業所 ■家庭 ■不明

(資料：上山市市民生活課)

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
悪臭防止	・ 日常生活や事業活動での悪臭防止への啓発及び指導	市	○	○
野焼きなどによる大気汚染の防止	・ ごみの適正処分及び野焼き防止の啓発及び指導 ・ ダイオキシン類の発生やフロン類の漏えい防止啓発	市、消 市	○ ○	○ ○
大気データの収集と活用	・ 微小粒子状物質（PM _{2.5} ^{*16} ）及び光化学オキシダント ^{*17} に対する対応 ・ 酸性雪調査	市 市		

市…市民生活課
消…消防本部

(3) 水環境の保全

・現状と目標

河川汚濁の主な要因は、生活排水や事業所からの排水ですが、本市では公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の利用と適切な維持管理により水質は概ね良好に推移しています。一方、近年は冬季における河川への油流出による苦情が増えてきており、水環境を守るために一層の対策が必要となっています。

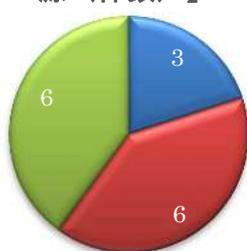
市は引き続き公共下水道等の利用促進と適切な維持管理を啓発し、水質の管理に努めます。市民は公共下水道等や家庭排水路等を適正に利用、管理し、地区会等が行う用水路等の清掃活動に積極的に参加するとともに、油の流出事故を未然に防ぎます。事業者は排水の汚濁負荷低減に細心の注意を払います。

【水質汚濁苦情の内容
(件数)】



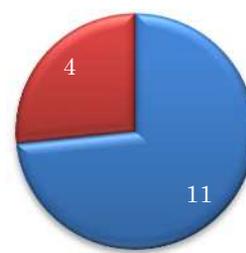
■ 油流出

【水質汚濁苦情の発生
源 (件数)】



■ 事業所 ■ 家庭 ■ 不明

【水質汚濁苦情の発生地
域 (件数)】



■ 市街化区域内 ■ 市街化区域外

(資料：上山市市民生活課)

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の利用と適切な維持管理 家庭からの汚水排水の自粛 水路など管理主体による維持管理と関係者の協力 	水 水、市 水、建、市	○ ○ ○	○
事業所排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 汚濁負荷の低減 	市、商		○
油流出の防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止啓発、発生時の対応 	市、消	○	○
水質データの収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の水質データの収集管理と活用 地下水のデータ収集管理と湧水の情報収集 	市 市		
河川の酸性水対策	<ul style="list-style-type: none"> 蔵王川、酢川、須川（赤山地内）の鉍毒対策を県・国に要請 関係団体と共同での水質監視 	市、農、商 市、農、商		○

水…上下水道課 建…建設課
農…農林夢づくり課 商…商工課
市…市民生活課 消…消防本部

(4) 騒音及び振動の防止

・現状と目標

騒音や振動は、私たちの快適な生活環境を損なう要因となっています。最近の騒音苦情は日常生活に起因するものが多く、さらにコミュニティの希薄化等から地域内で解決できないために、市に相談が寄せられることが増えています。また、新たに低周波音^{*18}による苦情も出てくるようになりました。

市は騒音及び振動苦情へ対応して円満な解決を目指し、道路の騒音等のデータ収集管理に努めます。市民は近隣に配慮し、苦情の発生を防ぎます。事業者は工事や事業活動などによる騒音及び振動の防止に努めます。

【騒音苦情の内容（件数）】



【騒音苦情の発生地域（件数）】



(資料：上山市市民生活課)

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
産業騒音及び振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音及び低振動型機械設備の導入 作業方法の工夫、吸音材、遮音壁の設置 	商、市 商、市		○ ○
近隣騒音の防止	<ul style="list-style-type: none"> 日常での騒音苦情に対する対応 低周波音^{*18}による被害の防止 	市 市	○ ○	○ ○
騒音及び振動データの収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の騒音及び振動データの収集管理 	市		

商…商工課
市…市民生活課

(5) 土壌と地盤の保全

・現状と目標

土壌や地盤は、各種生物の生育の場、食物提供の場、水循環の場など多くの役割を持っていますが、全国的には有害物質による土壌汚染や過剰な地下水の汲み上げによる地盤沈下などの問題も発生しています。

本市では油流出による土壌汚染の苦情が発生しており、また県内では冬に消雪のため地下水の汲み上げが多くなる場所もあります。

市は情報を管理し、涵養^{※12}施策などに活用していきます。市民は農薬を適正に使用し、土壌汚染の要因となる廃棄物の投棄や汚水の地下浸透を防止します。事業者は有害化学物質や農薬の適正な管理、使用に努めます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
土壌汚染の防止	・農薬の適正使用	農	○	○
地盤沈下の防止	・地下水の過剰揚水の自粛、雨水の地下浸透への配慮	市	○	○

市…市民生活課
農…農林夢づくり課

(6) 空き家・空き地対策

・現状と目標

令和2年度末時点で市内の空き家等は485軒あります。空き家は個人等の財産であり、民法では管理義務が規定されていますが、所有者の管理不全による倒壊の恐れ、害虫の発生、また野生動物の棲み付きや所有者不明土地等、空き家問題の顕在化により近隣に迷惑のかかるケースが増加しています。

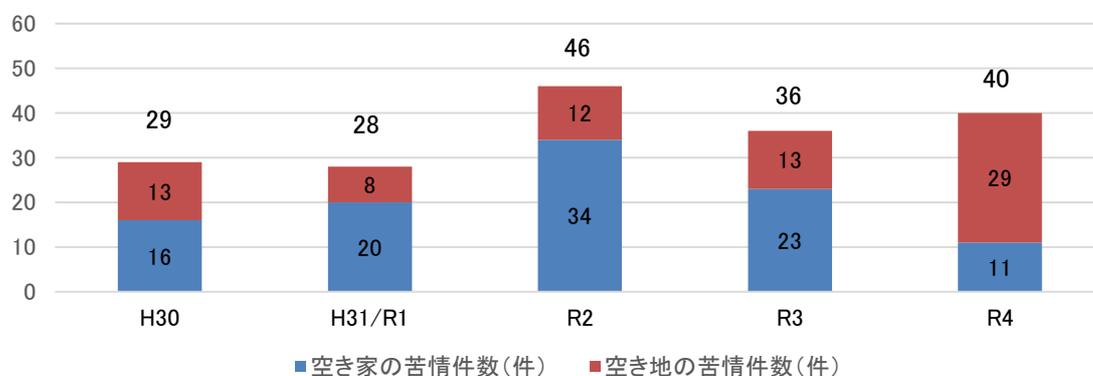
市内には空き地も多く、空き家と同様に雑草の繁茂や害虫の発生に関する相談が寄せられるようになってきました。空き地の中でも特に市街地の農地は、適切に管理されなくなると、住宅が密接しているため中山間地域よりも雑草の繁茂や害虫の発生等の被害が大きくなってしまいます。

空き家については、NPO法人等と連携しながら空家等対策重点区域を中心に空き家バンクなどにより所有者と活用希望者とのマッチングを図っています。引き続き関係機関と連携しながら空家等対策計画に基づき、老朽化が進む危険な空き家から安全・安心な暮らしを守るため、危険空き家の解体を促進します。さらに、空き店舗を含む空き家の維持管理、未然防止及び空き家バンクなどにより利活用等を促進します。

空き地については、市は情報を整理し、所有者（管理者）と調整を図ります。市民及び事業者は空き地を責任もって適正に管理し、やむを得ず空き地となり、遠方において管理ができない場合にも、知り合いや業者に依頼する等して環境悪化を防ぎます。

市、市民、事業者が一体となり、空き家、空き地をできる限り減らし、心地よい景観と安心安全のまちを創造していきます。

【空き家・空き地に関する苦情件数】



(資料：上山市建設課、市民生活課)

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
空き家対策 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画の策定 ・危険な空き家の除却の推進 ・空き家バンクによる空き家、空き店舗の利活用促進 	建 建 建、商	○ ○ ○	○ ○ ○

空き地対策 【重点施策】	・ 空き地の適正管理の啓発及び指導	市	○	○
-----------------	-------------------	---	---	---

建…建設課
商…商工課
市…市民生活課

(7) 景観の保全

・ 現状と目標

上山の有する雄大な自然景観と独自の魅力を放つ歴史的まち並み景観は、他に誇れる貴重な財産であり、住む人や訪れる人に安らぎを与えるとともに、地域への愛着をより一層強いものとしています。

現在、上山城周辺エリアにおいて市の特色ある景観を保全するため、建築物の外観改修に対して支援を行っています。その一方で、周辺景観に配慮が必要な建造物や屋外広告物、空き家等も増加しております。

市は特定環境地域^{※19}等の指定について検討し、良好な景観を保全します。市民及び事業者は、市が行う景観保全のための施策に協力します。

・ 施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
自然景観の保全	・ 良好な自然景観の維持及び保全 ・ 特定環境地域 ^{※19} 等の指定の検討	建、戦 建、戦、市	○	○
まち並み景観の保全	・ 歴史的建造物の保全、地区計画 ・ 歴史的遺産周辺の景観への調和 ・ 屋外広告物条例遵守の周知 ・ 過度な夜間照明や夜間広告の自粛 ・ 特定環境地域 ^{※19} 等の指定の検討	生、観、建 生、観、建 建 市 建、戦、市	○ ○	○ ○ ○
環境に配慮した施設や設備の整備推進	・ 自然地形や生態系等への配慮 ・ 高齢者や障がい者にやさしい施設整備 (ユニバーサルデザイン化)	建 施設の所管課		○ ○

建…建設課
戦…市政戦略課
市…市民生活課
生…生涯学習課
観…観光・ブランド推進課

(8) 歴史文化環境の保全と発展

・現状と目標

上山市は城下町、宿場町及び温泉町の三つが一体となった全国でも珍しい都市であり、古くから培ってきた歴史や文化を様々な場所や行事に垣間見ることができます。

これらの歴史や文化は、広く市民に親しまれ、上山独自の環境や景観の形成に大きく寄与するとともに、観光誘客にも重要な役割を果たしています。また、これらは長い時間をかけて地域の自然、風土の中で育まれてきており、私たちと自然との関わりを教えてくれるものも多く、適切な保全と継承が必要です。

上山独自の歴史や文化環境を保全していくため、市は伝統文化を守り、継承していくための施策を実施します。市民は地域文化の継承に努めます。事業者は伝統的な祭りや行事の支援に努めます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
地域文化の保全と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な祭りや行事の継承 ・上山独自の伝統技術や食文化の保存 ・地域文化の発信、他地域との文化交流 ・市の特色となる地域資源の発掘、保全 	観、生 観、生、健 観、生 観、生	○ ○ ○ ○	○

観…観光・ブランド推進課
 生…生涯学習課
 健…健康推進課

【指定（登録）文化財】

区分	件数	区分	件数
(国指定文化財)		(市指定文化財)	
建造物	1	建造物	13
工芸品	4	絵画	1
史跡	1	彫刻	6
天然記念物	2	工芸品	3
(国登録文化財)		典籍	4
建造物	15	考古資料	25
(県指定文化財)		歴史資料	1
建造物	1	有形民俗文化財	2
工芸品	5	無形民俗文化財	3
考古資料	3	史跡	8
史跡	3	天然記念物	9
天然記念物	1		

(資料：上山市教育委員会生涯学習課、令和5年12月1日現在)



旧尾形家住宅（国指定）



武家屋敷「三輪家」（市指定）

（9）美化清掃の推進

・現状と目標

私たちが毎日通る道路や利用するごみ集積所など、身近な環境をきれいにすることは私たちの心に安らぎをもたらします。また、ごみのポイ捨て等は美しい景観を損ない、本市においても対応に苦慮している現状です。

市は環境美化運動や側溝いっせい清掃及び河川いっせい清掃を推進し、環境美化意識の高揚を目指します。市民は日ごろ利用するごみ集積所の管理に努め、ペットのフンにより近隣に迷惑をかけることのないよう飼い主の責任を果たすとともに、カラスのフン清掃など身近な美化活動にみんなで取り組みます。事業者も環境美化運動を行い、地域社会に貢献します。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
身近な環境の清掃活動	・環境美化運動の展開	市	○	○
	・側溝いっせい清掃	市	○	
	・ごみ集積所の維持管理	市	○	
	・ペット、カラス等のフン害対策	市	○	

市…市民生活課

5 環境意識の向上

【関連するSDGsのゴール】

ゴール		達成のために重要なこと	ゴール		達成のために重要なこと
	質の高い教育をみんなに	・環境教育を通して、持続可能な開発を促進するために必要な知識、技能を習得できるようにする		気候変動に具体的な対策を	・気候変動及びその影響を軽減するための対策に関する教育、啓発、人的能力向上等を推進する
	つくる責任 つかう責任	・人々が持続可能な開発や自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする		パートナーシップで目標を達成しよう	・効率的な市、市民、事業者のパートナーシップを推進する

(1) 自主的な取組の推進

・現状と目標

現在の環境問題は、以前のような特定の発生源による公害から、社会全体の活動により引き起こされた広範囲な問題へと移り変わってきています。この問題の解決のためには、市だけでなく市民や事業者も自主的に取り組むことが重要です。上山市においても、自発的な活動をしている団体がありますが、さらに多くの団体や指導者を育成し、地元の力を高めていく必要があります。

市は地域の環境保全活動のリーダーを育成していきます。市民及び事業者はリサイクル活動や清掃活動等に自主的に取り組みます。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
自主的な取組の実践	・リサイクル活動、清掃活動、自然保護活動	市、生	○	○
自主的な取組の支援	・環境美化功労者の表彰 ・環境保全活動のリーダーや地球温暖化防止活動推進員の育成と保持	市 市	○ ○	

市…市民生活課
生…生涯学習課

【上山市環境美化功労賞】

上山市では、公共施設の清掃や地域の環境美化活動をボランティアにより実施している団体・個人の表彰を行っています。道路脇の花壇の植栽や地区内の清掃活動など、長年にわたる継続した取組は地域の環境を良好に保つだけでなく、市民の模範となります。市では、このような自主的な取組を奨励していきます。

(2) 環境学習の推進

・現状と目標

持続可能な社会経済システムを実現し、快適な環境を守り育てていくためには、多くの人が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解することが大切です。

市内の小中学校では様々な形での環境教育が行われていますが、ライフステージに応じたすべての世代で環境教育の機会を持つことが重要です。

上山は豊かな自然に囲まれ、環境についていつでも学習できる場に恵まれており、年齢や職業を問わず、すべての人が継続的に環境学習を行えるよう、市は機会の提供を行います。市民は環境に関する学習会を自主的に開催します。事業者は関心を深めるための広報を行います。

・施策

施策項目	具体的施策	市	市民	事業者
社会活動における環境教育や学習の推進 【重点施策】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会、環境関連施設等の見学会 ・関心を深めるための広報及び情報提供 ・環境教育の機会の確保及び提供 ・環境に関する学習会、イベント ・環境アドバイザー制度の活用 ・環境教育や学習活動への参加協力 	市、生 市 市、生、戦 市 市 生	○ ○ ○ ○	○ ○
学校教育における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の充実 ・自然観察会、野外活動 ・地域の清掃活動、リサイクル活動、緑化活動への参加 	学 生 学		

市…市民生活課
戦…市政戦略課
生…生涯学習課
学…学校教育課

【環境アドバイザー】

山形県では、県民に環境教育・学習の機会を広め、環境についての理解をより深めるため、意欲ある学校、中小企業、住民団体などが実施する講演会や学習会に講師（環境アドバイザー）を派遣しています。環境保全活動のリーダー育成や環境学習の機会を提供することで、環境問題をより市民に身近に感じてもらい、市民による自主的な取組へ繋いでいきます。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

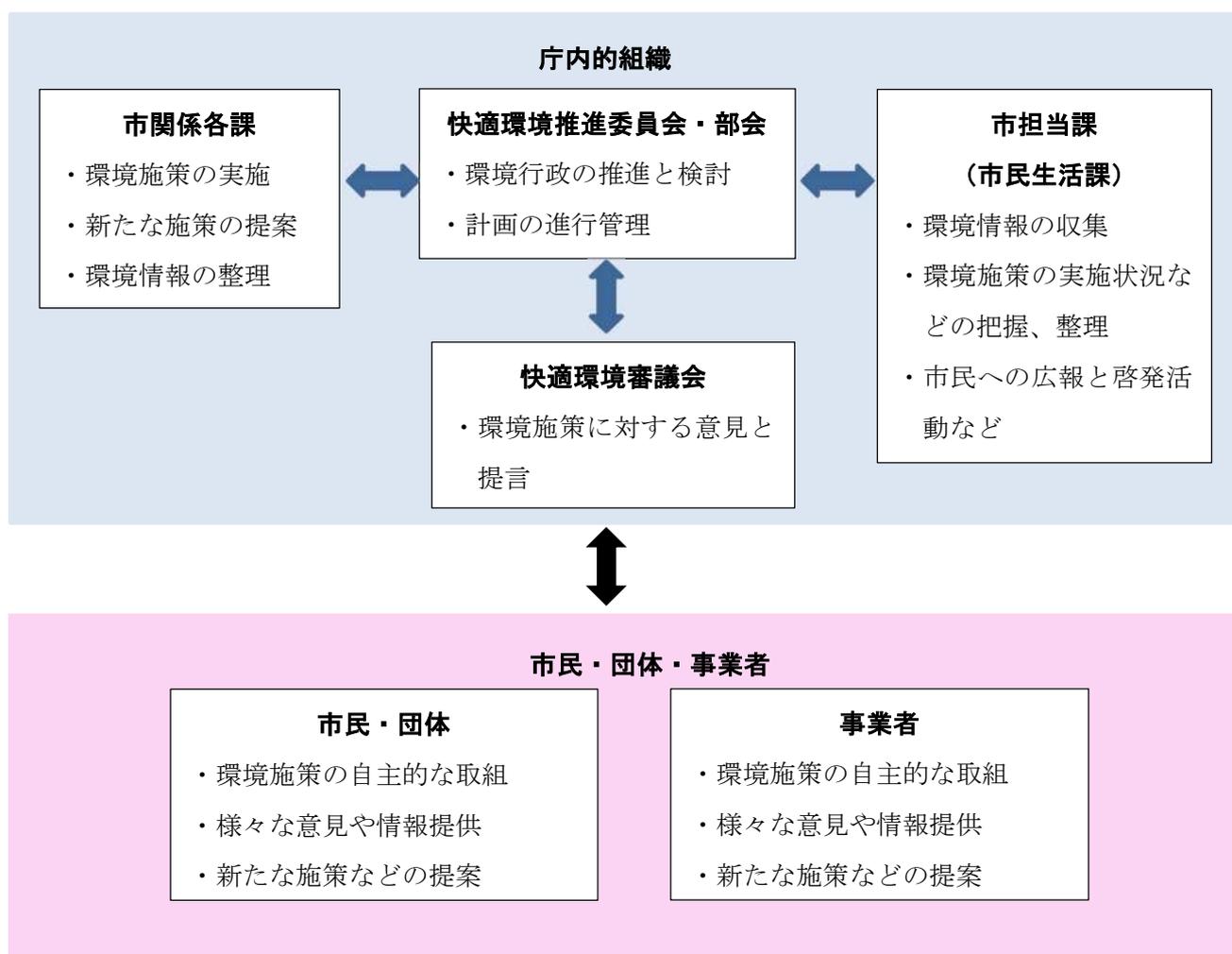
第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

本計画で位置づけた環境施策を円滑かつ効率的に実行していくためには、環境施策を主導していく組織体制を確立する必要があります。

ここでは、下図のように市が中心となる庁内の組織と市民などによる組織を確立し、それぞれが連携、協力して環境施策を推進することとします。

■ 上山市快適環境基本計画推進のための構図



2 計画の進行管理

市は、目標及び進行管理指標の達成状況や事業の実施状況を毎年把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

○ 計画の成果を測る評価指標一覧

基本目標	指標	現在値(R4)	目標値(R13)
地球温暖化防止・再生可能エネルギー導入	市施設の温室効果ガス排出量（※1）（年間値）	4,721t-CO2	2,443.3t-CO2
	市内の再生可能エネルギー新規導入量（※1） （目標値はR5～R13の累計）	- MWh	7,429MWh
	市の地球温暖化対策の取組が進んでいると思う市民の割合	-%	100%
循環型社会の推進	市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量（年間値）	550g/人・日	530g/人・日
	ごみの資源化率（年間値）	22%	25%
	循環型社会が進んでいると思う市民の割合	-%	100%
自然との共生	野生動物による人的及び物的被害件数（農作物被害を除く）（年間値）	0件	0件
	生活に支障のない河川整備がされていると思う市民の割合	-%	100%
生活環境の保全	法規制対象の苦情件数（年間値）	16件	5件
	河川の水質汚濁に係る環境基準(BOD)の達成率	100%	100%
	空き家バンクの成約件数（目標値はR5～R13の累計）	82件	170件
	大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害が少ないと感じている市民の割合	-%	100%
環境意識の向上	環境美化運動の実施地区数（※2）（年間値）	52地区	100地区

※1 市施設の温室効果ガス排出量・市内の再生可能エネルギー新規導入量の目標はR12年値(2030年)

※2 市内における地区数は全100地区

○ 評価指標の説明

指標	説明
市施設の温室効果ガス排出量（※1）	市の事務事業にて排出される温室効果ガス排出量。市公共施設における電気や燃料の使用状況を基に算定
市内の再生可能エネルギー新規導入量（※1）	公共施設や事業者、新築住宅等の再生可能エネルギーの導入量の累計値であり、主に市民や事業者への聞き取り等で把握
市の地球温暖化対策の取組が進んでいると思う市民の割合	第8次上山市振興計画における目標値であり、振興計画に関する市民アンケートで割合を把握
市民一人一日あたりの家庭系ごみ排	市内で排出される家庭系ごみの総排出量から人口を基に算出

出量	した数値
ごみの資源化率	市内から排出されるごみの総排出量に対し、資源化されているごみ（ペットボトル、ビン、カン、古紙類等）の割合
循環型社会が進んでいると思う市民の割合	第8次上市市振興計画における目標値であり、振興計画に関する市民アンケートで割合を把握
野生動物による人的及び物的被害件数（農作物被害を除く）	野生動物における人的及び物的被害の件数
生活に支障のない河川整備がされていると思う市民の割合	第8次上市市振興計画における目標値であり、振興計画に関する市民アンケートで割合を把握
法規制対象の苦情件数	水質汚濁防止法、悪臭防止法、廃棄物処理法などの大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つの典型公害に関連する苦情件数
河川の水質汚濁に係る環境基準(BOD)の達成率	市で実施する河川の水質調査の検査項目であるBODは生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量(mg/l)
空き家バンクの成約件数	市の空き家バンクに登録されている物件のうち、成約へと至った件数であり、目標値は令和5年から令和13年までの成約件数の累計
大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害が少ないと感じている市民の割合	第8次上市市振興計画における目標値であり、振興計画に関する市民アンケートで割合を把握
環境美化運動の実施地区数（※2）	環境美化運動の実施地区数

參考資料

上山市快適環境条例

「万国の人来り見よ雲はるる蔵王の山のその^{また}全けきを」と、歌人齋藤茂吉が賛嘆してやまなかつた秀峰蔵王連峰に抱かれはぐくまれてきた上山は、古来、羽州街道の重要な宿場町としてまた温泉城下町として、往来する旅人や観光客を温かく迎えもてなしてきた。

雪解けの^{せいれつ}清冽な水の流れとともに木々が一斉に芽吹く春、駒草など高山植物が美しく咲き乱れる夏、青天のもと、錦に紅葉した山並みを背に黄金色に実る^{ほうじょう}稲穂と豊饒な農作物に恵まれる秋、そして冬、樹氷に輝く白銀の蔵王と情緒あふれる湯けむりの温泉街など、この上山を取り巻く環境は、四季折々、住む人々と訪れる人々の心身をいやし続け、多くの伝統や文化遺産を残している。

私たちは、この心地よく安らかな環境と伝統文化を市民共有の貴い財産として守り育てていくことはもちろん、かけがえのない地球環境の保全という理念のもとに、的確な施策をもって、なお一層健康で快適かつ文化的な生活を享受することができる環境を創造し、将来の市民に継承していかなければならない。

ここに、市長、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し互いに協調するとともに、英知と総力を結集し、上山の快適環境の保全と創造に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることを踏まえ、市長、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに今後の施策の基本となる事項を定め、現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が、健康で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び文化歴史環境をいう。
- (2) 環境施策 良好な環境の保全及び創造に関する施策をいう。
- (3) 自然景観 水辺、緑地、森林、樹木等並びにこれらと調和している景色の特性をいう。
- (4) 文化景観 都市、集落、道路、公園、農地、歴史的及び文化的な建造物、遺跡等並びにこれらと調和している景色の特性をいう。
- (5) 地域文化 上山市における歴史、文化及び地域活動の所産としての行事並びに技術、芸術、学問、建造物、民俗、人間等の文化価値を有するものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、環境施策を実施し、推進するものとする。

2 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めるものとする。

3 市長は、必要に応じ、国、県及び近隣市町と連携して環境施策を実施し、推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に良好な環境の確保に努めるとともに、良好な環境を破壊し、生活環境を汚損することのないよう、配慮するものとする。

2 市民は、自らが所有、占有又は管理する土地、建物その他の物件を適正に管理し、良好な環境の確保に努めるものとする。

3 市民は、市長及びその他の行政機関が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、法令及びこの条例に違反しない場合にあっても、良好な環境を侵すことのないよう、自らの責任と負担において、適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、良好な環境の保全に努め、常に施設等を適正に管理するとともに、その作業状況を把握するものとする。

3 事業者は、市長及びその他の行政機関が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(緑環境の保全)

第6条 市長、市民及び事業者は、良好な環境の保全及び創造を図るため、農業地域及び森林地域等の調和のとれた保全を図るとともに、公園緑地等の整備及び保全に努め、緑豊かな環境づくりに努めなければならない。

(水環境の保全)

第7条 市長、市民及び事業者は、良好な環境の保全及び創造を図るため、河川、水路、ため池その他の水辺環境の積極的な管理と浄化を図り、清流の保全と水を大切にするまちづくりに努めなければならない。

(公害の防止)

第8条 市長、市民及び事業者は、その活動により大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物等を生じさせ、人の健康又は良好な環境を損なうことのないよう、努めなければならない。

(景観の保全及び育成)

第9条 市長、市民、事業者及び上山市を訪れる何人も、上山市の自然景観及び文化景観の特性を失わないよう、調和のとれた保全と育成に努めるものとする。

(地域文化の保全及び育成)

第10条 市長、市民及び事業者は、上山市の歴史と風土に培われた地域文化を尊重し、

その個性と特質を失わないよう、その保全と育成に努めるものとする。

(快適環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、快適環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定及び変更する場合には、上山市快適環境審議会の意見を聴かなければならない。

(快適環境審議会の設置)

第12条 上山市の良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項の調査審議を行わせるため上山市快適環境審議会を置く。

2 前項の審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項

(特定環境地域等の指定)

第13条 市長は、環境施策を実施及び推進するために必要があると認めるときは、特定の地域、自然景観及び文化景観を特定環境地域等として指定することができる。

2 特定環境地域等の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、建造物の建築、樹木の伐採その他の行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(協定等の締結)

第14条 市長は、環境施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、市民及び事業者と環境保全のための協定等（以下「協定等」という。）を締結することができる。

2 市民及び事業者は、協定等の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

3 協定等を締結した市民及び事業者は、当該協定等を遵守しなければならない。

(情報の提供)

第15条 市長は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要に応じ環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するものとする。

(指導、助言及び助成)

第16条 市長は、良好な環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導、助言及び助成を行うことができる。

2 市長は、市民及び事業者に対し、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、これに応じてとることになった措置について、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第17条 市長は、公害等により良好な環境を著しく悪化させる行為をし、又はその可能性のある行為をしようとする者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができる。

(表彰)

第18条 市長は、良好な環境の保全及び育成に関し、顕著な功績があった者を表彰することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上山市快適環境条例（平成10年条例第3号）第13条に規定する特定環境地域等の指定手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定環境地域等の類型)

第2条 市長は、次の各号に掲げる地域等で、別表に掲げる基準に適合するものを、特定環境地域等として指定し、その保全等を図るものとする。

(1) 貴重な動植物が生息し、豊かな樹林等が形成されているなど優れた自然環境が存在している地域及びその周辺地域

(2) 貴重な歴史文化遺産である建造物、庭園、樹木等並びにこれらと一体となって優れた景観や歴史的文化的特性を形成している地域

(3) その他市民に憩いとやすらぎを与える素材が数多く存在し、重点的にその保全等を図る必要のある地域

(特定環境地域等の指定等)

第3条 市長は、特定環境地域等を指定しようとするときは、当該地域に居住する市民及び利害関係者等と協議するとともに、上山市快適環境審議会の意見等を聴くものとする。

2 市長は、特定環境地域等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、特定環境地域等の指定の内容を変更し、又は指定を廃止することができる。

4 第1項又は第2項の規定は、前項の特定環境地域等の内容の変更又は指定の廃止について準用する。

(事前協議等)

第4条 特定環境地域等の指定後、快適環境条例第13条第2項に規定する行為をしようとする者は、原則として当該行為に着手する日の4月前までに市長と協議しなければならない。

(保全等に必要な措置)

第5条 市長は、特定環境地域等の保全等に必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別表

特定環境地域等の指定基準

- 1 第2条第1号に該当する地域等
 - (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び草原の地域
 - (2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の地域
 - (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている地域
 - (4) 豊かな動植物など自然環境が優れた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の地域
 - (5) 植物の自生地、野生動物の生息地等で、前各号に類している地域
- 2 第2条第2号に該当する地域等
 - (1) 都市景観の形成上重要な価値があると認められる歴史的建造物・工作物とその環境を保存継承していくために必要な周辺地域
 - (2) 歴史的景観、文化遺産等の歴史的・文化的環境を保存継承すべき地域
- 3 第2条第3号に該当する地域等
 - (1) 市街地又はその周辺の水辺景観及び樹木景観の存在する地域であって、良好な自然環境の確保と美観を維持することが必要な地域
 - (2) 環境美化の促進及び美観の保持を図り、良好な都市的環境の創造と誘導に努めることが必要と認められる地域

委員名簿

上山市快適環境審議会委員名簿

氏名	役職名	備考
1号委員(知識経験を有する者)		
三浦 秀一	東北芸術工科大学 教授	会長
野崎 新治	株式会社テトラス 代表取締役社長	
2号委員(関係団体の代表者)		
尾形 任	上山市地区会長会 副会長	副会長
石塚 祐治	上山市衛生組合連合会 副会長	
加藤 洋三	上山市商工会 副会長	
長橋 圭子	上山市観光物産協会 事務局長	
板垣 まさ子	上山市食生活改善推進協議会 会長	
須田 和弘	山形農業協同組合 理事	
會田 秀一	上山市都市計画審議会 会長	委嘱期間：令和5年12月19日から
櫻井 俊子	上山市都市計画審議会 委員	委嘱期間：令和5年12月18日まで
3号委員(関係行政機関の職員)		
小関 英嗣	上山市小中学校長会 会長	

(敬称略・順不同)

委員名簿

上山市快適環境基本計画策定委員会

【委員会名簿】

【推進部会名簿】

【委員会名簿】		【推進部会名簿】		
	役職		所 属 課	職名等
委員長	副市長	部会長	市民生活課	環境衛生係長
委員	庶務課長	部会員	庶務課	環境関連係長
	市政戦略課長		市政戦略課	
	財政課長		財政課	
	税務課長		税務課	
	市民生活課長		市民生活課	
	健康推進課長		健康推進課	
	福祉課長		福祉課	
	子ども子育て課長		子ども子育て課	
	商工課長		商工課	
	観光・ブランド推進課長		観光・ブランド推進課	
	農林夢づくり課長		農林夢づくり課	
	建設課長		建設課	
	会計課長		会計課	
	上下水道課長		上下水道課	
	消防長		消防本部	
	議会事務局長		議会事務局	
	監査委員事務局長		監査委員事務局	
	農業委員会事務局長		農業委員会事務局	
管理課長	管理課			
学校教育課長	学校教育課			
生涯学習課長	生涯学習課			

事務局	市民生活課環境衛生係
-----	------------

第3期上山市快適環境基本計画 計画策定経緯

年 月	会議名等	主な議題等
令和5年6月2日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の策定フローについて 第3期計画の骨子について
令和5年6月9日	第1回推進部会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の策定フローについて 第3期計画の骨子について 第2期計画での各課取組状況及び課題等について 第3期計画へ新たに記載する施策項目(案)について
令和5年6月21日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画での各課取組状況及び課題等について 第3期計画へ新たに記載する施策項目(案)について
令和5年7月3日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の検証について 第3期計画の素案について
令和5年12月18日	第2回推進部会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の素案について
令和5年12月25日	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の素案について
令和6年1月11日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画の素案について
令和6年1月26日	議員研修会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年1月26日～ 令和6年2月9日	パブリックコメント の募集	<ul style="list-style-type: none"> 第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年2月14日	第3回推進部会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年2月20日	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年3月13日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期上山市快適環境基本計画(案)について

環境用語など解説

※1 アメニティ (p. 3)

心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。現在では、アメニティを「快適な環境」と解釈し、生活環境の評価の要素として、安全性、保健性、利便性、快適性の揃った生活の場所として望ましい状況をいう。

※2 ZEB (p. 19)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※3 ZEH (p. 19)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で「ゼッチ」と呼びます。高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。

※4 メガソーラー (p. 19)

出力1,000kw以上の大規模な太陽光発電。上山市内ではみはらしの丘に民間企業が設置したメガソーラーがあり、周囲がクアオルトウォーキングコースになっている。

※5 ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) (p. 19)

BEMS (Building and Energy Management System) とは、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことで、BEMSは業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステム。

※6 ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) (p. 19)

HEMS (Home Energy Management System) とは電力使用量の可視化、節電 (CO₂削減) のための機器制御、ソーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステム。

※7 PPA (p. 19)

PPA (Power Purchase Agreement) とは、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者 (事業者または別の出資者) が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。

※8 V2H (p. 19)

電気自動車 (EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHV) への充電、並びに EV・PHV から施設へ放電 (給電) ができる装置。

※9 エコアクション21 (p. 20)

エコアクション21は、事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、実行し、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

事業者が環境への取組状況等を公表する環境報告は、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得て、企業がより発展していくことに繋がる。

※10 環境保全型農業（p. 20）

生産性や品質を維持しながら、土づくりなどを通じて、化学肥料と農薬の使用などによる環境への負荷の軽減に配慮した農業のこと。有機農業もその一つの形態に位置付けられる。

※11 ソーラーシェアリング（p. 20）

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）は、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。

※12 涵養（p. 25、p. 37）

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水の涵養などを維持し増進する自然の働きのこと。

※13 耕作放棄地（p. 26）

農林水産省による農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（現況が森林原野となっている土地は含めない。）」と定義している。

耕作放棄地による影響は様々あり、身近なところでは管理不徹底による雑草の繁茂やそれに伴う害虫の発生、中山間部における人と野生動物との緩衝地帯としての役割の喪失、ごみの不法投棄などの問題がある。大きなところでは食糧自給率の低下や洪水防止などの多面的機能の喪失に繋がる。

耕作放棄地が生まれる原因には、農業後継者の不足、農地相続者が農家に転業しないこと、市街地拡大による転用や値上がりへの期待などがある。

解決策として、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため行政が支援を行う「中山間地域等直接支払制度」を、本市においても促進している。

※14 緩衝緑地（p. 28）

市街地の環境を保全するため公害発生源地域と一般市街地の間に設ける緑地帯のこと。公害の防止、特に大気汚染による被害の発生の防止に大きな効用があるものである。

※15 特定施設・特定建設作業（p. 30）

騒音規制法（振動規制法）において、特定施設とは「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設であつて政令で定めるもの」と定義されており、指定区域内に対象となる施設を設置する際に自治体への届出を求めるものである。

特定建設作業とは、「建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音（振動）を発生する作業であつて政令で定めるもの」と定義されており、指定区域内で対象となる機械を用いる工事をする場合に、自治体への届出を求めるものである。

※16 PM_{2.5}（p. 33、p. 34）

PM_{2.5}（微小粒子状物質）は大気中に浮遊している粒子のうち、大きさが2.5 μm（1 μm = 1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子（髪の毛の太さの30分の1）のこと。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が心配されている。

県では、PM_{2.5}の状況を県内11ヶ所に自動測定器を設置して、24時間体制で監視を行っている。

※17 光化学オキシダント（p. 33、p. 34）

大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素類（HC）が、紫外線をうけて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質

とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量などの気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。目や呼吸器などの粘膜を刺激して、健康被害が発生することがある。

※18 低周波音（p. 36）

日本では概ね1 Hzから100 Hzまでの特に低い音を低周波音と呼んでいる。20 Hzから100 Hzの範囲は可聴音だが、20 Hz以下の超低周波音は人間の耳では聞こえにくい。低周波音による影響は、不快感や圧迫感などの人への影響（心身に係る影響）と、窓や戸の揺れ・がたつきなどの建具などへの影響（物的影響）の2つがある。発生源は大型の機械や施設だけでなく家庭用の機械の場合もある。

低周波音は人によって感じ方が異なり、苦情主が精神的に孤立している場合も少なくない。また、低周波音については規制基準が設けられておらず、発生源を特定できたとしても行政からの指導に強制力はないのが現状である。

※19 特定環境地域（p. 39）

上山市が平成10年に制定した上山市快適環境条例において、特定の地域、自然景観及び文化景観を特定環境地域として指定できるとしている。指定されると、その地域等の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、建造物の建築、樹木の伐採その他の行為をする場合、市と協議しなければならない。